

日田市「進撃の巨人」プロジェクト支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、株式会社講談社発行の雑誌「別冊少年マガジン」に掲載の諫山創の著作物「進撃の巨人」(以下「本著作物」という。)を活用し地域活性化を目指す事業に対してその費用の一部の補助について、日田市補助金等交付規則(平成9年規則第36号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次条第1項に規定する事業に係る具体的計画を有する者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所及び事業所を有する者であつて、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条の小規模事業者であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) この要綱の規定による補助を受けていないこと。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率)

第3条 補助の対象となる事業は、「進撃の巨人」を活用した商品開発に関する事業(株式会社講談社からの著作権利用の許諾を得ることが見込めるものに限る。)とする。

2 補助の対象となる経費及び補助率は、別表第1に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、同一の補助対象者につき10万円を限度とする。

(補助金の申請手続等)

第5条 補助金の申請手続は次のとおりとする。

(1) 申請方法

申請をしようとする補助対象者等(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- ア 補助金交付申請書(第1号様式)
- イ 事業計画書(第2号様式)
- ウ 収支予算書(第3号様式)
- エ 個人情報等の閲覧に関する同意書(第4号様式)
- オ 事業実態を証する書類
- カ 株式会社講談社からの利用許諾が見込めるものと確認できる書類

(2) 変更申請

申請者は、事業の日程、内容等に重大な変更が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

- ア 変更承認申請書(第5号様式)

- イ 変更理由書（第 6 号様式）
- ウ 変更収支予算書（第 7 号様式）

(3) 実績報告

申請者は、補助事業が終了したときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- ア 事業実績報告書（第 8 号様式）
- イ 事業成果書（第 9 号様式）
- ウ 収支決算書（第 10 号様式）
- エ 補助対象経費に係る請求書又は領収書の写し
- オ 事業に係る資料、写真等

（審査判定基準）

第 6 条 市長は、日田市「進撃の巨人」プロジェクト支援事業補助金の申請については、次に掲げる事項に基づいて判定し、予算の範囲内で補助を行うものとする。

- (1) 第 2 条の規定に該当する補助対象者であること。
- (2) 第 3 条の規定に該当する事業とすること。
- (3) 地域活性化に貢献することができると見込める事業であること。
- (4) 講談社との協議内容からその実現が可能であると判断できる事業であること。
- (5) その他特に市長が必要と認める事項を満たす事業であること。

2 日田市「進撃の巨人」プロジェクト支援事業補助金の交付を判定するに当たり、申請者に事業についての説明を求めることができる。

（補助金の交付申請の受理）

第 7 条 市長は、補助金の交付申請を先着順に受理するものとし、当該申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認めるときは、当該申請を受理しないことができる。

（補助金の返還）

第 8 条 次の場合は、補助金の全額又は一部を返還しなければならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の受給を受けたことが判明したとき
- (2) 補助金をその目的以外のために使用したとき
- (3) 交付決定を受けた活動を中止又は実行できなかったとき

附 則（令和 2 年 3 月 13 日企画振興部長決裁）

この要綱は、令和 2 年 3 月 13 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日企画振興部長決裁）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日企画振興部長決裁）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日商工観光部長決裁）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業名	補助対象経費		補助率	備考
	項目	経費の内容		
「進撃の巨人」を活用した商品開発事業	使用料	事業に要する経費のうち株式会社講談社に支払う著作権使用料	補助対象経費に10/10を乗じて得た額とする。	1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。